

組 合 加 入 規 約

建設廃棄物協同組合

(目 的)

第1条 本規約は、定款第1条の目的を健全に運営し、事業活動の推進を妨げることの無いようにすることを目的とする。

(資 格)

第2条 定款第8条に定める事業者であつて、本組合の趣旨に賛同し、本組合が行う事業を円滑に行うため協力支援を行う事業者とする。

- 2 過去5年以内に行政処分を受けておらず、また当該加入申請時において、行政処分を受ける恐れのない事業者とする。
- 3 経営状態、業務の運営状況が適正かつ健全であり、欠格要件に該当する恐れのない事業者とする。
- 4 法人税、法人事業税および消費税の滞納のない事業者とする。
- 5 暴力団その他反社会的勢力でない事業者及び密接な関係を有していない事業者とする。

(義 務)

第3条 組合加入を申請するにあたり、当該加入希望会社は次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 組合員相互の親睦と理解を図ると共に、互いに切磋琢磨して各組合員の事業が発展するよう努めなければならない
- 2) 組合が定める定款、総会決定事項、理事会決定事項を遵守し、相互に協力して本組合及び組合員の発展及び社会的・経済的地位の向上に努めなければならない
- 3) 組合加入に際し、組合が求める事項について、虚偽の資料の提出及び虚偽の報告・申告をしてはならない
- 4) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその関係法令を並びに所管行政庁の定める通達を遵守しなければならない
- 5) いかなる名目でも業界全体の信用を損ないまたは不当廉売等不公正な取引方法を用いて業界の秩序を乱す行為をしてはならない
- 6) 産業廃棄物の不法投棄、野焼き、不法処分、不適正処理及びこれに順ずる行為をしてはならない
- 7) 労働安全衛生法等を遵守し、従業員の労働条件、労働環境の改善に努めなければならない
- 8) 組合員は、事業の優良化、電子化を促進し、再資源化の推進、環境保護に努め、社会に貢献しなければならない
- 9) 組合員は、組合の行う共同購買事業、研修教育事業等に積極的に参加しなければならない
- 10) 組合及び他の組合員の不利益となる情報、風説等を流布してはならない
- 11) その他各種法令等を遵守し、また暴力団その他反社会勢力を排除しなければならない

(審 査)

第4条 第3条の各項目に違わないことを証するため、審査委員会による調査を実施するものとする。当該加入希望会社は、これらの調査に協力するものとする。

2 審査委員会による調査は、審査委員会委員3名以上により構成する。

3 調査事項は以下の各号を行わなければならない。また必要に応じ調査事項を追加することができる。

1) 当該加入希望会社から搬出される二次処理委託先、その他適正処理に関する事項

2) 施設の運営及び管理状況

3) 経営状況及び経営者に関する事項

4) 納税状況

5) 処理受託料金に関する事項

6) 過去5年以内の行政処分等の有無

7) 情報公開、優良化、電子化及び再資源化に関する取り組み状況

8) その他各法令に関する違反状況又は懸案事項

4 審査委員会による調査は、加入申し込み後60日以内に実施・報告をし、理事会は報告を受けてから30日以内に加入の諾否を決しなければならない。

5 審査委員会による調査は、事実を誠実に取りまとめ、理事会へ報告するものとする。

(諾 否)

第5条

理事会は審査委員会による調査結果を審議し、多数決により当該加入希望会社の当組合への加入の諾否を決する。

また、加入を拒否した場合において、当該加入希望会社および推薦者へその理由を説明しなければならない。

改正

平成20年9月2日（理事会）

改正

平成22年5月27日（通常総会）

2012年（平成24年）5月29日（通常総会）

2021（令和3年）5月28日（通常総会）